

集団回収とは

自治会、子供会、PTA等で地域の自主活動として、各家庭から出る紙類・金属類・生びん・カレット・布類等を一定の日に一定の場所に集め、回収業者に引渡します。

地域団体の皆さんの協力のもと、ごみを減らして資源として生かし、また地域のコミュニティの場としても役立つ活動が集団回収です。

資源(有価物)をごみとしないで、生きかえらせるのが集団回収活動です。
集団回収は、資源の保護になるばかりでなく、「ものを大切にする心」をはぐくみ、さらにこれが、ごみ減量にもつながります。

○資源の再活用

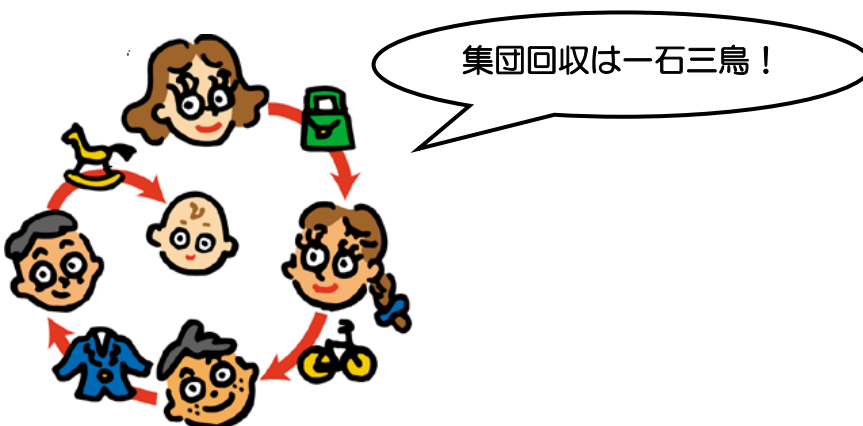
- ・資源や自然の保護
- ・エネルギーの節約

○ごみの減量

- ・ごみ処理費用の節減
- ・埋め立て地の延命化

○コミュニティづくり

- ・ものを大切にする意識の育成
- ・市民相互の親睦
- ・収益金の有効活用



集団回収の方法

集団回収を成功させる第1の条件は、まず、それぞれのご家庭で資源になるごみとそうでないごみを分けておく習慣をつくっていくことです。

また、集団回収の効果をあげるためには、定期的の実施し、多くの方に協力していただくことです。以下、集団回収をスムーズに進めていくためのポイントをまとめてみましたので参考にしてください。

ポイント1

まずみんなで相談を！

実施方法や収益金の活用の仕方をみんなで話し合い、お互いの理解のもとにすすめましょう。

特に一部の役員の負担にならないように**役割分担をすること**が長続きのコツです。

回収日

「毎月〇曜日」とか、「第〇日曜日」のように決めて定期的の実施するとおぼえやすいようです。

集積場所

場所の数は少なくした方が効率はよいのですが、地域の範囲が広い場合には、**何箇所かに分けた**ほうが多くの人に参加できます。

ポイント2

回収業者とも打ち合わせを！

土曜・日曜は業者もかけもちです。回収品目と実施日時・場所は、**業者と早めに連絡を取り決めて**ください。

※計量の仕方や売却金の支払い方法は、業者により異なりますので、確認をしてください。

ポイント3

PRは早めに！



忙しい毎日です。実施日は、**団体の方々に回覧や掲示板で早めに知らせ**ましょう。

また、回収品以外の物を出されると後始末が大変です。決められた物だけだすようにPRしましょう。

ポイント4

回収日です！

- ① 回収場所は、はっきりと！！
- ② 集めたものは種類により車への積み方も違いますので、品目ごとにまとめておくと回収時間も短くなります。
- ③ 作業は手際よく、短時間で！
- ④ 出来るだけ計量に立会い、数量等の確認をしてください。

ポイント5

補助金は有効に活用を！

集団回収活動により得られる補助金等は、団体の活動のために有効に活用しましょう。

補助金は、年度毎に申請の**〆切期限**があります。

毎年の年度末に市から代表者の方に通知を致しますので、通知は必ず確認してください

よい業者の選び方

ひとくちに資源回収業者といっても、扱い品目、規模、経営内容など様々です。良心的で信頼のおける業者を選ぶことが集団回収を上手に進める決め手です

選び方のポイント

- ① なるべく近くにいて、話のしやすい業者（電話連絡がすぐできる場所）
- ② 品物の集積場所まで取りに来てくれる業者
- ③ はかりで正確に計量してくれる業者
- ④ 日曜・祝日も営業している業者
- ⑤ 扱い品目については、責任をもって引き取ってくれる業者
- ⑥ 一時の利益にとらわれず、積極的に団体に協力してくれる業者

回収業者の買い取り価格は、市場に左右されます。資源回収の意義を理解し、末永いおつきあいをしましょう。

回収できる品目と出し方

集団回収の対象となる品目は、紙類・布類・びん類・金属類です。回収業者によって扱う品目や出し方が異なりますので必ず確認してください。

品目	回収するもの	まとめかた	回収しないもの
紙類	新聞紙	大きさをそろえて、ひもで十字に縛る。(チラシも一緒に出せる)	濡れたもの、汚れたもの
	ダンボール	大きさをそろえて、ひもで十字に縛る。	
	雑がみ	下記を参照してください。	下記を参照してください。
	紙パック	洗って開いて乾かす(500ml以上)大きさをそろえて、十字に縛る。	紙パックの内側が銀色、茶色のもの
布類	衣類・毛布・タオルなど	透明な袋に入れる。	革製品、じゅうたん、ふとん、ぬいぐるみ等
びん類	生びん(再利用できるビール瓶・一升瓶)	同じ種類に分けてまとめる。	化粧品容器、セトモノ、破損したもの
	カレット(その他のびん)	色分けをしてまとめる。	
金属類	アルミ缶・銅製品・金属くず等	同じ種類に分けてまとめる。	電化製品、危険物等

「雑がみ」も集めて回収量アップ！！

雑がみの例



雑がみに入れてはいけないもの

- 複写紙 ○ 感熱紙 ○ 圧着はがき ○ 防水加工紙
- 粘着物のついた紙 (封筒の取りだし口部分の糊、テープ等) ○ 写真 ○ 臭いのついた紙
- 複合素材の紙 (窓付き封筒等) ○ 汚れたり濡れたりした紙



紙袋にまとめ、ひもで十字に縛り、集団回収に出してください。

狭山市からのお手伝い

狭山市では、皆さんの集団回収を円滑にすすめるため、「狭山市集団回収事業奨励補助金交付要綱」を定めています。

○実施団体の登録制をとっています。

自治会、子供会、老人クラブ、婦人会などの営利を目的としない地域市民団体が、集団回収を実施するためには、まず市に団体登録してから回収活動を計画的に実施してください。また、登録の際には、補助金を受け取るための預金口座をお届頂きます。

≪提出物≫「狭山市集団回収事業実施団体登録申請書」

「狭山市集団回収事業奨励補助金振込先届出書」

○資源回収業者も登録制をとっています。

狭山市の集団回収事業の協力業者は、市への登録制となっていますので、各団体で「集団回収事業登録業者一覧」から回収業者を選んでください。登録していない業者への引渡しは、狭山市の補助金の対象となりません。

○回収実績を報告してください。

協力業者に引渡す際には「集団回収実施報告書」を協力業者に記入してもらい、「狭山市集団回収事業奨励補助金交付申請書」の裏面に貼り付け、市に提出してください。

○実績に応じて補助金を交付します。

計画書どおりに実施した団体には、以下の基準で算出した補助金を交付します。

$$\boxed{\text{補助金}} = \boxed{\text{回収量 (kg)}} \times \boxed{\text{4円}}$$

○傷害保険に加入しています。

皆さんが安心して活動できるように、市では集団回収活動中のケガ等について傷害保険に加入していますが、見舞金程度の傷害保険ですので、各団体でもなるべく傷害保険への加入をお願い致します。ケガ等には十分にご注意いただき、もしも回収中に事故等にあわれた場合は、市の担当まで連絡をお願いします。

各種書類の説明

※①～③の様式は市公式ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

《はじめに提出する書類》

①集団回収実施団体 登録・変更 申請書

- ◆ 団体の活動内容と集団回収の活動内容について、別々に登録しますので、変更があった場合は、提出してください。

【記入方法】

- ・添付の**記入例①**を参考にしてください。
- ・「団体名」につきましては、この機会に簡潔なものに変更しても構いません。
例えば、「狭山市立」等は省略して結構です。
※ただし、数字表記のみの団体名は必ず地区名等を入れてください。
例) 第〇〇区子供会（自治会）ではなく、**柏原**第〇〇区子供会 など
- ・団体の活動内容が「その他」に所属する団体につきましては、狭山市集団回収事業奨励補助金交付要綱第3条に基づき、後日、団体の活動内容の詳細について問合せ等を行う場合もありますので、ご了承ください。
- ・「**集団回収担当者**」につきましては、団体代表者でも構いませんが、**集団回収の内容**が分かる方で、**なおかつ日中連絡が取れる方**を記入してください。
- ・「活動人数」は、団体の中で実際に集団回収活動に携わる可能性のある担当者の人数を記入してください。（傷害保険の対象となります）
「うち1回に携わる人数」は、1回の活動で何人回収作業を行う（立ち会う）のかを記入してください。したがって、一人も立ち会っていない場合は、「0人」と記入してください。

②集団回収事業奨励補助金振込先（変更）届出書

- ◆必ず団体名義の口座を届け出てください。
- ◆年度途中での振込先変更届出書の提出方法
前回の補助金の入金を確認してから、金融機関にて振込先の変更手続きを行い、振込予定日（通常20日：土・日・祝祭日の場合は直前の平日）の月の**毎月末日までに当届出書を市役所に提出**してください。それ以後のご提出の場合には、変更前の内容で通知される場合があります。

【記入方法】

- ・添付の記入例②を参考にしてください。
- ・「口座番号」と「名義人(カナ)」が分かる通帳の写しを裏面に『のり付け』してください。(通常は通帳の表紙ウラに記載されています)
- ・ゆうちょ銀行(郵便局)への振込については、所定の手続きが終わっている場合(全国銀行データ通信システムの口座番号等を取得済み)に限り、振込み可能となります。

《回収活動を行った際に提出する書類》

③ 集団回収事業奨励補助金交付申請書

- ◆送付した申請書は、各団体で必要枚数を複写してご利用ください。
- ◆補助金は毎月末締切り、翌月20日振込となっています。
(土・日・祝祭日の場合は直前の平日)
- ◆記入済み申請書の写しが必要な団体は、各団体で対応してください。
なお、市役所1階情報公開コーナーや資産税課前にもコピー機(有料)が設置してありますのでご利用ください。 ※窓口での複写依頼はお受けできません。

【記入方法】

- ・添付の記入例③を参考にしてください。
- ・「団体名」は、前述の①実施団体登録申請書で登録した団体名を記入してください。
- ・実際に回収活動をした月日と、業者に引渡した月日(④実施報告書の月日)を記入してください。同日の場合は「同上」で結構です。
- ・④実施報告書の一枚目(ピンク色)は、当申請書の裏面に必ず『のり付け』して提出してください。

<お願い>

- ★セロテープ、クリップ、ホチキス止めはご遠慮ください。
- ★一申請書に対しての④実施報告書の貼付は、各区分(一業者)5枚までとしてください。
- ★④実施報告書の内容は全項目をシステムに入力しますので、当申請書と④実施報告書は、裏面同士を貼るなど、記載内容を確認できるように工夫して、のり付けしてください。

④集団回収実施報告書（表紙がピンクの4枚複写）

- ◆登録されている年間計画回数をもとに配布枚数を決定しています。
不足する場合には担当に連絡をいただくか、市役所まで取りに来てください。

【記入方法】団体欄以外は業者記入です。

- この「代表者」には「集団回収担当者」の名前でも可能です。
- 右上の「引渡日」は③申請書の「業者引渡日」と同一となります。
- 「団体名」には、登録No.を記入してください。
- 「業者名」の登録No.が記入されているか確認してください。

書類提出は、市役所2階の資源循環推進課に、ご提出をお願いいたします。

お近くの各地区センター（公民館）、地域交流センター
又は、各市民サービスコーナーでもお預かりしています
ので、ご利用ください。

狭山市からのお願い

その1

集団回収は、市民の日常生活から排出された廃棄物の中で再利用できる資源(有価物)を回収する団体に対し補助金を交付しています。

したがって、**店舗や学校等から排出された資源(有価物)は補助金の対象になりません**のでご注意ください。

その2

登録内容等に変更ありましたら、必ず市に連絡をしてください。

なお、補助金交付申請書を提出している場合の振込先の変更については、指定口座への振込が確認されるまで変更しないでください。(補助金が入金できません)

その3

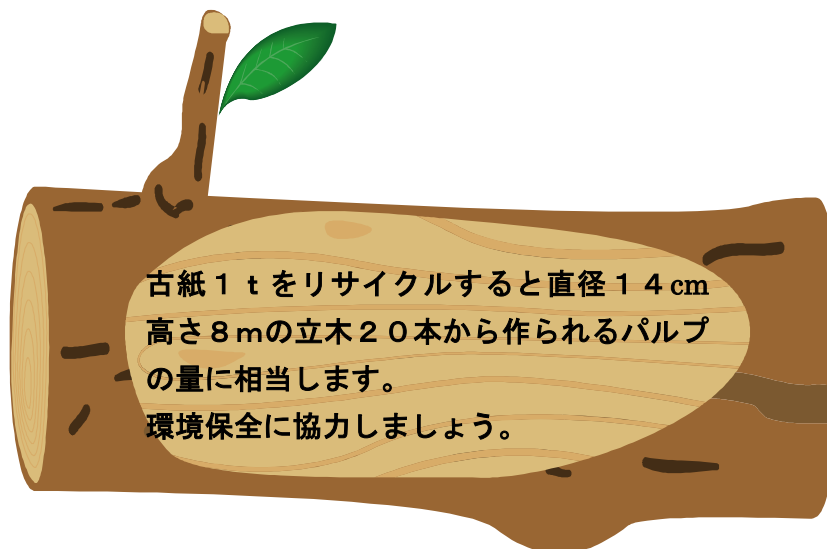
年度を超えて申請することはできません。

各年度の最終提出日を厳守してください。

それ以降の申請書の提出については補助金が交付できません。もしも不都合がありましたら、必ず事前に連絡をお願いします。

その4

代表者または集団回収担当者を変更した場合は、書類一式を新しい担当者等にお渡しください。





狭山市環境経済部資源循環推進課
〒350-1380
狭山市入間川1-23-5
狭山市役所2階
TEL 04-2937-6943